

障害者総合支援法による居宅介護等重要事項説明書

(2024 年 6 月 1 日現在)

1. 当社が提供するサービスについての相談

電 話 0773-20-2221 (月～金／午前8:30～午後5:30まで)

担 当 阪口 芽久美

御不明の点は、なんでもおたずねください。なお、苦情等ございましたら遠慮なくお申し付けください。

2. ミストラル介護センターの概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ミストラル介護センター
所在地	京都府福知山市長田大野下 2737-12
事業所番号	居宅介護・重度訪問介護 2612600177
	福知山市障害児・者移動支援事業 1016
サービスを提供する地域	福知山市（三和町、大江町、夜久野町を除く）

* 上記地域以外の方でも御希望の方はご相談ください（別途交通費を請求する場合あり）

(2)同事業所の職員体制 ※障害総合支援法に関する人員体制

		資 格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		介護福祉士	1 名	0 名		1 名
サービス提供責任者		介護福祉士	5 名	2 名		7 名
		1 級修了者	0 名	1 名		1 名
事務職員			2 名	0 名		2 名
介護職員		介護福祉士	6 名	11 名		17 名
		1 級修了者	0 名	2 名		2 名
		初任者研修(2 級)修了者	1 名	32 名		33 名
		(准)看護師	0 名	1 名		1 名

(3)営業日およびサービス提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00	備 考
月～金	○				

※ 土・日・年末年始（12/29～1/3）・盆（8/13～15）は原則休日とさせていただきます。

※ 時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1)身体介護

・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・清拭 ・体位変換 ・移動介助 等

(2)家事援助

・買い物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 等

(3)通院時のための付添、乗車又は降車の介助

・通院等介助

(4)福知山市障害児・者移動支援事業

・選挙の投票(投票所の前まで)・美術館、映画鑑賞・各手続きの為の外出 等

(5)その他のサービス

・介護相談

4. 利用料金

(1)利用料

障害者総合支援法の居宅サービスを利用する場合は、基本料金（料金表）の 1 割を利用者が負担することが定められています。ただし、支給量の上限を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

居宅介護サービス

	30 分 未満	30 分～ 60 分 未満	60 分～ 90 分 未満	90 分～ 120 分 未満	120 分～ 150 分 未満	150 分 以上	180 分 以上 30 分 増毎に
身体介護 (通院：身 体 介 護 有)	2,560 円	4,040 円	5,870 円	6,690 円	7,540 円	8,370 円	830 円

	30 分 未満	30 分～ 45 分 未満	45 分～ 60 分 未満	60 分～ 75 分 未満	75 分～ 90 分 未満	90 分～ 105 分 未満	105 分 以上 15 分増 毎に
家事援助 (通院： 身体介護 無し)	1,060 円	1,530 円	1,970 円	2,390 円	2,750 円	3,110 円	350 円

重度訪問介護サービス

	1 時間 未満	1 時間～ 1.5 時間 未満	1.5 時間～ 2 時間 未満	2 時間～ 2.5 時間 未満	2.5 時間～ 3 時間 未満	3 時間～ 3.5 時間 未満	3.5 時間～ 4 時間 未満
重 度 訪問介護	1,860 円	2,770 円	3,690 円	4,610 円	5,530 円	6,440 円	7,360 円

（ 4 時間以上 8 時間未満までは、30 分増す毎に 850 円プラスになります。 ）

移動介護加算

	1 時間 未満	1 時間～ 1.5 時間 未満	1.5 時間～ 2 時間 未満	2 時間～ 2.5 時間 未満	2.5 時間～ 3 時間 未満	3 時間 以上
移動介護	1,000 円	1,250 円	1,500 円	1,750 円	2,000 円	2,500 円

（ 移動介護を行った場合には、上記金額が加算されます。 ）

- ※ 特定事業所加算Ⅱとして所定単位数に 10.0%乗じた単位数を算定します。
- ※ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰとして総単位数に 41.7%（居宅介護）、34.3%（重度訪問介護）を乗じた単位の加算がつきます。
- ※ 初回利用のサービス月については初回加算として 200 単位の額を算定します。 ※ 緊急時に対応した居宅介護サービスについて 100 単位の額を月 2 回を限度に算定します。
- ※ 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。
- ※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくお客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ 1 人に対応できず、やむを得ない事情がある場合、お客様の同意を得て、2 人で訪問するときは、2 人体制の料金となります。

【 移動支援利用料 】

※ 移動支援に於いては利用者証記載の利用者負担の割合に基づくものとなります。

	30 分 未満	30 分～ 60 分 未満	60 分～ 90 分 未満	90 分～ 120 分 未満	120 分～ 150 分 未満	150 分～ 180 分 未満	180 分～ 210 分 未満
身体介護 伴う	2,000 円	4,000 円	5,800 円	7,600 円	9,400 円	11,200 円	13,000 円
身体介護 伴わない	1,000 円	2,000 円	2,900 円	3,800 円	4,700 円	5,600 円	6,500 円

(2)交通費

1. 遠隔地訪問の交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、事前の相談により訪問介護員がおたずねするための交通費の実費を頂戴する場合があります。

2. サービス提供時に派生する交通費

自宅訪問後の買物、御使い時に生じる交通費の実費は利用者の負担となります。尚、車代の料金規定は燃料の価格変動があるため別途定めます。

※交通費の負担軽減のため可能な限り訪問途上で用が足せるようご用命ください。

(3)その他の料金

1. 利用者は、居宅においてサービス従業者が、サービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用を負担します。
2. 原則として、サービス提供の当日のサービス停止は、サービス提供料金の全額を申し受けます。
3. 移動支援利用者は、各入場料、チケット代等及びサービスに伴う移動支援従事者の交通費は、ご負担頂きます。

(4)支払い方法等

1. 事業者は、月末で明細を付して利用料合計額の利用者負担額を、翌月 10 日過ぎに利用者へ送付します。
2. 利用者は、当月の利用者負担額を翌月末までに指定口座に振込送金して支払います。(振込先は別紙記載)
3. 利用者負担額の支払を口座自動引落で行う場合、引落日は利用月の翌月 28 日となります。

5.当社の訪問介護サービスの特徴等

(1)運営の方針

障害のある人も障害のない人も共にいきいきと暮らすことのできる社会をめざし、要支援者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう誠心誠意をもって援助します。

(2)サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパー変更の可否	○	変更を希望される方はご相談ください。
従業員への研修の実施	○	質の向上を目的に定期的に研修を実施します
新入社員への研修の実施	○	入社後に企業理念、基本事項の研修を実施します
サービスマニュアルの作成	○	業種別のマニュアルを作成しています
その他（訪問介護員の健康）	○	訪問介護員に対し健康診断等を実施します

6.緊急時の対応方法

サービスの提供中に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、救急隊、御家族、行政および関係事業者等へ連絡をする等、必要な措置を講じます。

7.事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに家族、相談支援事業者、市町村（重大な事故については京都府）等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（但し、当社加入損害保険補償額内とする。）

保 険 会 社	日新火災海上保険株式会社 代理店 株式会社K G Kビジネスサービス 保険名 統合賠償責任保険
---------	---

8.業務継続に関する対策

- (1) 事業所は、災害及び感染症等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために必要な措置を講じるとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所は、業務継続計画に基づき、業務継続に必要な研修及び訓練等を定期的に実施する。
- (3) 前項の規定による研修及び訓練等を実施した場合は、その内容の記録を整備し5年間保存するものとする。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を定期的 to 実施する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し（テレビ電話装置等を活用し行うことが出来るものとする）従業員に対し周知徹底を図る

10. 身体的拘束等の禁止に関する事項

- (1) 事業者は利用者に対し緊急やむを得ない場合を除き身体拘束またはその行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な措置を講じ、事項の記録を行う。
- (2) 事業所は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催し（テレビ電話装置等を活用し行うことが出来るものとする）従業者に対して周知徹底を図る。

11.感染症の発生及びまん延の防止のための措置

事業所は、事業所において感染が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的実施する。

12.ハラスメントに関する対策

事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメント等により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講ずるものとする。

13.サービス内容に関する相談及び苦情、虐待、身体拘束、ハラスメントに関する窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

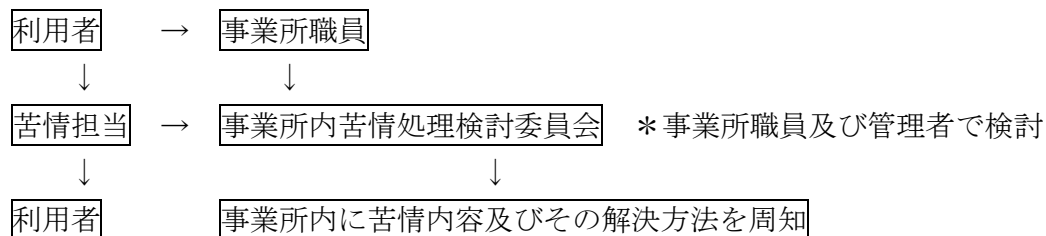
担当者 阪口 芽久美

電話 TEL：0773-20-2221 FAX：0773-20-2224

受付日 月曜～金曜日（但し12月29日～1月3日除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

(2) 苦情処理体制（苦情処理フロー）



14.個人情報の扱いについて

障害者総合支援法居宅介護等契約書第9条の秘密保持といえどもサービスの改善や状況確認のため、サービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報をういさせていただきます。

15.当社の概要

名称・法人種別	株式会社 ミストラルサービス
代表者役職・氏名	代表取締役 渡辺 哲也
本店所在地	京都府福知山市長田大野下 2737-12
電話番号	0773-20-2221
営業所数等	居宅介護（訪問介護）2ヶ所（福知山・綾部事業所）

16.その他

別途、市で実施する地域生活支援事業（移動支援等）については、告示された内容に基づいてサービスを提供いたします。

17.第三者評価の実施について

- ・ 実施の有無 有り
- ・ 実施日 令和3年12月14日
- ・ 評価機関名 NPO 法人きょうと介護保険にかかわる会
- ・ 評価結果 当社ホームページに掲載

契約をする場合は以下の確認をすること

年 月 日

居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事業者) 所在地 京都府福知山市長田大野下 2737-12
名 称 ミストラル介護センター
説明者(所属) 訪問介護事業部
氏 名 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護についての重要事項の説明を受けました。また、個人情報の扱いについても同意します。

(利用者) 住 所
氏 名 ⑩

(代理人) 住 所
氏 名 ⑩